

## 古河市道路位置指定手続及び取扱基準

制定・施行 平成 25 年 4 月 1 日

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定を行う場合の手続及び基準について、次に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 144 条の 4
- (2) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 9 条及び第 10 条
- (3) 道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件（昭和 45 年建設省告示第 1837 号）
- (4) 古河市建築基準法施行細則（平成 17 年規則第 159 号。以下「規則」という。）第 15 条及び第 16 条
- (5) 古河市道路位置指定基準（平成 17 年告示第 131 号）

### (適用の範囲)

第 2 条 この基準における対象面積については、都市計画法の開発行為の対象とならない 0.1 ヘクタール未満のものに適用する。

- 2 対象面積の算出においては、新たな土地利用を計ろうとする部分を対象とし、既存の建築物の敷地がある場合は、その部分は除くものとする。

### (申請手続)

第 3 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定は、道路としての具体的な基準によって整備する必要があり、事前に計画内容、技術基準及び他法令の適合性に関する協議（以下「事前協議」という。）をして、次の各号によるものにより円滑に手続をするも

のとする。

- (1) 規則第 15 条による道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の申請しようとする者にあつては工事の着手前に道路位置の指定による事前協議書（様式第 1 号。以下「事前協議書」という。）に必要な図書を、既存の指定道路を変更又は廃止をしようとする者にあつては道路位置の変更・廃止による事前協議書（様式第 2 号）に必要な図書を添えて、市長に申請し、事前に協議すること。この場合において、申請部数は正本及び副本 1 部ずつとする。
- (2) 工事の着手については、前号による事前協議が終了した後（以下「協議済後」という。）に指定道路の築造を行うこと。既存の指定道路を変更する場合も、同様とする。
- (3) 協議済後に計画、設計、工事等の過程において、変更が生じるときは、市長と協議を行うこと。
- (4) 工事完了後に規則第 15 条による申請（以下「本申請」という。）を行い、完了検査を受けること。
- (5) 事前協議書及び本申請書は左つづりとし、A 4 判の大ききでまとめること。

#### （事前協議）

第 4 条 前条第 1 号による事前協議は、次の各号によるものとする。

- (1) 事前協議書の記入については、次のとおりとすること。
  - ア 指定道路を築造しようとする者又は指定道路に接して居住し、若しくは居住しようとする者（以下「申請者」という。）のうち、いずれかとすること。
  - イ 指定を受けようとする土地の地名地番は、申請に係る道路部分の地名地番とすること。
  - ウ 指定道路の対象となる敷地計画は、次のとおりとすること。
    - (ア) 対象総面積は、計画区域の実測面積とする。
    - (イ) 総区画数は、計画区域の宅地割の数とする。
    - (ウ) 一区画平均面積は、宅地計画面積を宅地割の数で除した面積とする。

- (エ) 目的区分は宅地の利用目的別に、自己用・分譲・賃貸の事項を丸印で囲う。
- (2) 事前協議に必要な図書は別表によること。
- (3) 協議済後は、事前協議書の副本に意見書を付して、申請者へ通知すること。この場合において、協議が終了した日から起算して1年以内に本申請を行わないときは、その効力を失う。

(関係各課等との協議)

第5条 申請者は、関係各課及び関係機関との協議を次の各号について自ら行わなければならない。

- (1) 道路又は水路を占用する場合若しくは占用している場合は、その管理者から占用許可を受けること。
- (2) 既存道路等の工事施行承認については、当該既存道路等の道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合は、その管理者から承認を受けること。
- (3) 法第42条第2項の道路に接続する場合については、既存の接続道路の道路後退部分は、指定道路と区分するものとし、その管理者との協議を行い、自動車等の通行に支障がないように計画すること。
- (4) 上水道については、水道管理者からの給水供給同意書の写しを提出すること。
- (5) 公共下水道（公共下水道処理区域内）については、公共下水道物件設置許可書の写しを提出すること。
- (6) 埋蔵文化財について、関係課と協議を行い包蔵区域の内外を確認し、区域が包蔵地内に該当する場合には照会をし、回答書を受け、包蔵地外の場合には小規模開発事前調査書（埋蔵文化財）を提出すること。
- (7) ごみ集積所について、地元自治会等と協議を行なった打合せ録を提出するものとし、必要に応じて、関係課との協議を行うこと。
- (8) その他の法令に関連のある場合は、必要に応じてその関係各課、関係機関と協議を行うこと。

(本申請)

第6条 本申請は、次の各号によるものとする。

(1) 本申請書の記入については、次のとおりとすること。

ア 申請者は、指定道路を築造した者又は指定道路に接して居住し、若しくは居住しようとする者のうちいずれかとする。

イ 道路となる土地の地名地番は、申請に係る道路部分の地名地番とする。

ウ 既に指定を受けた道路の指定番号及び年月日は、既存の指定道路に新たに指定道路を接続する場合に記入する。

エ 既存の指定道路の変更又は廃止をしようとする道路の指定番号及び年月日は、指定道路の変更・廃止の申請の場合に記入する。

オ 側溝の幅は、指定道路の側溝の内法寸法を記入する。

カ 申請理由は、住宅、共同住宅建築等具体的な理由を記入する。

(2) 本申請に必要な図書は別表によること。

(3) 本申請の正本には、各種証明書等は原本、図面は原図を添付すること。

(接続道路の幅員)

第7条 指定道路を接続しようとする道路の幅員は、原則として4メートル以上なければならない。

2 法第42条第2項に該当する幅員4メートル未満の道路に接続しようとする場合に、市長が周囲の状況、地形等により避難及び通行の安全上著しく支障があると認めるときは、当該道路の位置の指定をしないことができる。

(指定道路の延長)

第8条 指定道路の延長は、別図第1に示す方法によって測るものとする。

2 指定道路の中心線の長さとする。

- 3 法第 42 条第 2 項に該当する幅員 4 メートル未満の道路に取り付ける場合は、その接続する位置から測るものとする。
- 4 指定道路となる部分に水路等があり、橋を架ける場合には、これを含むものとする。
- 5 指定道路が複数路線ある場合は、道路の各路線別の延長及び合計延長を測るものとする。この場合において、異なる幅員での延長の場合は各路線別とする。

(指定道路の幅員)

第 9 条 指定道路の幅員は、別図第 2 に示す方法によって測るものとし、最小道路幅員は 4 メートルとする。

- 2 指定道路の幅員は、道路敷を含んだ幅員及び道路の有効幅員を指定道路の幅員とする。この場合において、指定道路の幅員と有効幅員が異なる場合は二段書きとし、最小道路幅員は有効幅員で 4 メートルとする。
- 3 指定道路の幅員は当該道路の中心線に直角に測るものとする。
- 4 指定道路の幅員は原則として一定の幅とし、変則的な計画は認めない。
- 5 公図上において水路等であっても現況が道路の状態である場合は、それを含めた幅員で位置の指定を受けることができる。ただし、水路等の占用許可を受けること。
- 6 指定を受けようとする幅員は、道路敷を含めて分筆する。

(転回広場)

第 10 条 政令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハに規定する転回広場は、別図第 3 の基準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況により支障がないと認めるときは、転回広場の形状を変えることができる。

- 2 第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた道路（以下「指定済道路」という。）の幅員が 6 メートル未満であり、指定済道路に接続して指定道路を計画する場合は、指定済道路部分に前項の規定による転回広場を有効に設置しなければならない

い。ただし、計画する指定道路が設置されることにより、通り抜け道路となる場合は、この限りでない。

(隅切り)

第 11 条 政令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による隅切りは、別図第 4 の基準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、これと異なる基準によることができる。

2 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 メートルの 2 等辺三角形の部分を道路に含む隅切りを両側に設けるものとする。

3 接続部が 60 度以下になる鋭角の角地は、隅切りの長さを 2 メートル以上とする。

4 隅切りは、両側に設置する。ただし、敷地の形状から判断して両側に設置が不可能な場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 3 メートルの 2 等辺三角形の部分を道路に含む片側隅切りとすることができる。

5 法 42 条第 2 項の道路に接続する場合における隅切りの位置は、その道路の中心線から 2 メートル以上後退したところから設けるものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、歩車道の区別のある道路に接続する場合で、歩道をせん除することにより隅切りを設けることと同等以上に自動車等の通行に支障がないときは、隅切りを設けないことができる。

(構造)

第 12 条 指定道路の構造は、別図第 5 の基準によるものとし、路盤は十分に転圧し、表層はアスファルト又はこれと同等の強度耐久性を有する舗装とするものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めるときは、これと異なる基準によることができる。

## (排水施設)

- 第 13 条 政令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号の規定による指定道路の U 字溝、L 型側溝（以下これらを「側溝」という。）は、別図第 5 の基準によるものとし、いっ水、滞水及び漏水のおそれがないように設置しなければならない。
- 2 指定道路及び宅地内の雨水は、それぞれ浸透施設等を設置して処理するものとする。
  - 3 道路の雨水を処理する側溝は強固で自動車等の通行に支障のない構造とし、目詰まり防止や清掃等の維持管理に配慮するものとする。
  - 4 側溝には 30 メートルを標準にグレーチング蓋を設置するものとする。
  - 5 宅地内の雨水は、予定建築物の雨樋等により集水される雨水を処理するために、一宅地につき最低 4 か所の浸透<sup>ます</sup>枮を計画するものとする。
  - 6 指定道路の敷地が公共下水道の処理区域である場合は、有効に公共下水道に接続するものとし、処理区域ではない場合では、各宅地内に合併浄化槽等を計画し、適切に処理するための枮<sup>ます</sup>及び管渠<sup>きよ</sup>を整備するものとする。
  - 7 指定道路の側溝や宅地内の浸透施設への流入は雨水のみとし、汚水、雑排水は流入してはならない。
  - 8 側溝に枮<sup>ます</sup>を設ける場合は、枮<sup>ます</sup>の底には 15 センチメートル以上の泥溜めが設けられていなければならない。
  - 9 指定道路の浸透施設の計算に用いる数値は、次のとおりとすること。ただし、市長が周辺の状況によりやむを得ないと認めたときは、これと異なる基準によることができる。
    - (1) 指定道路の雨水は、古河市雨水管理総合計画による降雨量 (63mm/hr) を貯留することができる貯留浸透施設等により処理すること。
    - (2) 土質の飽和透水係数は、最大値で  $1 \times 10^{-5} \text{ m/sec} (= 0.036 \text{ m/hr})$  を用いること。土質調査等により得られた数値を用いる場合は、それ以上の数値も認める。

(3) 道路の流出係数は 0.9 を用いること。

(指定道路の区画)

第 14 条 指定道路の区画は、別図第 6 の基準によるものとし、側溝、縁石等により明確に標示するものとする。

2 指定道路の両側及び終点(転回広場を設置する場合も含む。)は、側溝、縁石等で区画するものとする。

3 指定道路と隣接する区域外隣接地側に既存の構造物(コンクリート基礎等)がある場合においても、指定道路部分は側溝及び縁石等を指定道路側に設置するものとする。

(防護施設)

第 15 条 指定道路が崖地等に隣接するとき又は市長が通行の安全を確保するために必要があると認めるときは、ガードレール、フェンス等の防護施設及びカーブミラー、街灯等の安全施設を設置するものとする。

2 市長は、指定道路の敷地が前項に規定する崖地等に隣接し、かつ、著しく危険であると認めるときは、当該道路の位置の指定をしないことができる。

(指定道路を利用する敷地の利用目的、形状及び規模)

第 16 条 指定道路を利用する敷地は、利用目的、形状及び規模をあらかじめ定めておかなければならない。

2 宅地計画において、戸建住宅(賃貸住宅含む)用地の一宅地の面積は、135 平方メートル以上とする。ただし、やむを得ない場合においては、一宅地のみ 120 平方メートル以上とし、かつ、指定道路の区域内の平均宅地面積は 135 平方メートル以上とする。

(変更及び廃止)

第 17 条 規則第 15 条第 5 項の規定による変更及び廃止の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 法第 43 条の規定に抵触する敷地が生じる場合は、変更、廃

止とも一切認めない。

- (2) 変更とは、既存の指定を受けた道路に対して行うもので、従前の建築物の敷地を増減することにより、既存の指定を受けた道路の位置、幅員、形状等を変え、接道要件の規定に適合させることを目的にするものをいう。
- (3) 廃止とは、接道要件の規定に不適合となる敷地を生じさせないで、既存の指定を受けた道路に対して全部又は一部を廃止するものをいう。
- (4) 第4条及び第5条の規定は、指定済道路の変更又は廃止をしようとする場合について準用する。
- (5) 既存の建築物が残る場合や敷地に路地状部分が生じる場合は、接道要件を明確にすること。
- (6) 通り抜け道路の一部廃止は、原則として認めないものとする。
- (7) 道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めないものとする。
- (8) 水道管、下水道管、ガス管等が埋設している道路は、これらに移設しない限り、変更又は廃止後も通路形状を残すこと。
- (9) 関係各課、関係機関との協議は、必要に応じて行うこと。

(その他の注意事項)

第18条 その他の注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定道路に接する宅地化しようとする対象区域外の土地が生じる場合には、その接する部分にフェンス等（高さ90センチメートル以上で、仮設のものではないもの。次号において同じ。）を設けて、指定道路からの土地利用を制限すること。
- (2) 隣接地の承諾がとれないため、やむを得ず隣接境界線から離して道路を設ける場合には、原則として25センチメートル以上離すものとする。この場合において、道路との間にフェンス等を設けて道路が隣地に接していないことが一見してわかるようにするものとする。
- (3) 階段を設ける場合は、次によるものとする。ただし、市

長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に限るものとする。

ア 石造又はコンクリート造とすること。

イ 蹴上げは 18 センチメートル以下、踏面は 26 センチメートル以上とすること。

ウ 高さ 3 メートル以内ごとに踏み幅 1.4 メートル以上の踊り場を設けるものとする。

(4) 指定道路内には、交通の障害となる電柱等は設けないこと。

(5) 新たな指定道路の部分の土地については、宅地との区分を明確にするために分筆をし、地目は公衆用道路にすること。

(6) 指定済道路の全部又は一部を廃止する場合の当該土地の分筆の有無は、次のようにすること。

ア 廃止する場合 分筆を要しない。

イ 一部を廃止する場合 廃止する部分と存続する部分が明確になるように分筆をする。

(7) 法第 42 条第 2 項に該当する 4 メートル未満の道路に接続する場合で、接続道路と指定道路の双方に面する角地の道路後退部分については、接続道路の道路後退部分と指定する道路部分とを分筆し、本申請をすること。この場合において、接続道路の道路後退部分については、道路管理者と寄附の協議を行うこと。

(8) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路である場合で、法第 42 条に該当しない通路や無地番の国有地に並行し幅員を 4 メートル以上にする計画及びそれらの土地を横断する指定道路は、原則として認めない。

#### 附 則

(施行期日)

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表（第4条・第6条関係）

## 必要な図書

必要部数は正・副各1部とする

添付 順序	図面等の名称	縮尺	事前 協議	本 申請	備考
<input type="checkbox"/> 1	道路の位置の指定（変更・廃止）申請書			○	規則様式第11号
<input type="checkbox"/> 2	道路位置の指定による事前協議書又は道路位置の変更・廃止による事前協議書		○		様式第1号又は様式第2号
<input type="checkbox"/> 3	委任状		○	○	
・代理者が手続きを行う場合					
<input type="checkbox"/> 4	案内図	1/2500程度	○	○	
・住宅地図程度のもの ・目標となる地物					
<input type="checkbox"/> 5	印鑑証明書			○	申請時から3か月以内のもの
<p>・次に掲げる承諾者（以下「承諾者」という。）の印鑑証明書。ただし、指定道路の土地の隣接地及びその土地にある建築物又は工作物に係る承諾者のうち、当該指定道路を築造に係る宅地造成の区域以外の隣接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に係る承諾者の場合は、この限りでない。</p> <p>（1）指定道路の土地、その土地の隣接地及びそれらの土地にある建</p>					

<p>建築物又は工作物に関して所有権、地上権、貸借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利（仮登記の権利を含む。）を有する者</p> <p>(2) 省令第9条に規定する指定道路の管理をする者</p> <p>(3) 指定済道路法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を既に受けている道に接続して指定を受けようとする場合は、原則として当該道の土地所有者</p> <p>・承諾者が法人の場合は、代表者事項証明書等も提出すること。</p>					
<input type="checkbox"/> 6	土地登記事項証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請時から3か月以内のもの
<p>・指定道路となる土地の登記事項証明書（地目が公衆用道路となっていること。）</p> <p>・指定の対象となる区域（写し）</p>					
<input type="checkbox"/> 7	公図の写し	1/500 又は 1/600	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請時から3か月以内のもの
<p>・法務局の証明のあるもの、または公図を転写し転写場所、転写年月日、転写者名を記載押印したもの</p> <p>・計画区域を赤線で囲む</p> <p>・道路の形状を明示する（事前協議の時）</p> <p>・本申請時は分筆後</p> <p>・計画区域並びに隣接地の所有者名及び地目を記入</p>					
<input type="checkbox"/> 8	道路位置の指定申請図		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	規則様式第12号

<p><input type="checkbox"/>（共通事項）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前協議では権利者の承諾印は必要なし</li><li>・ 本申請は原図を袋に入れて提出すること。</li><li>・ 原図は保存用とすること。</li><li>・ 正本は原図及び閲覧用の双方に承諾者の印を押す</li><li>・ 副本は原図の写しでも可とする。</li><li>・ 道路の延長、幅員は小数点第3位以下を切り捨て、2位までを表示する（単位：m）</li></ul> <p><input type="checkbox"/>（承諾書（権利者一覧））</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 承諾者全員。ただし、公有地でやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</li><li>・ 共同物件の場合は権利者全員</li><li>・ 指定済道路に接続して指定を受けようとする場合にあっては、別様での当該道の土地所有者の承諾書とする。</li><li>・ 指定時において、省令第9条の規定による当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理するものは、承諾書の権利別の欄に「管理者」と記載すること（管理者が変更となる場合は、変更後の管理者に対し本内容を十分に説明した上で承継すること）。</li></ul> <p><input type="checkbox"/>（附近見取図）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅地図程度のもの</li><li>・ 方位及び縮尺</li><li>・ 目標となる地物</li></ul> <p><input type="checkbox"/>（地籍図）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 方位及び縮尺</li><li>・ 計画区域の境界</li><li>・ 既存道路の位置、幅員、種別</li><li>・ 指定道路の位置、形状、延長、幅員、隅切り（必要に応じて角度）及び計画高さ</li><li>・ 各辺の長さ</li></ul>					

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地番界、地番等の表示</li> <li>・ 各宅地及び道路の面積表</li> <li>・ 計画区域内外の排水施設の位置、種類、大きさ、勾配、水の流れ方向（既存排水施設を含む）</li> <li>・ 予定建築物並びに既存建築物の用途及び位置</li> <li>・ 崖又は擁壁の位置、形状、高さ及び延長</li> </ul>				
□（道路断面図（横断図））				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定道路の幅員</li> <li>・ 路盤の構造</li> <li>・ 横断勾配</li> <li>・ 排水施設の種類、位置及び構造</li> <li>・ 埋設物（給水管、排水管）の位置及び種類</li> </ul>				
□ 9	求積図	1/250	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用全体求積</li> <li>・ 道路面積</li> <li>・ 各宅地及び道路の面積</li> <li>・ その他（道路後退部分等）</li> <li>・ 本申請時は地積測量図でも可とする。</li> </ul>				
□ 10	土地利用計画平面図	1/250 以上	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請図の地籍図と同様</li> <li>・ 区域は朱書きで囲むこと。</li> <li>・ 地籍図に記入しきれないものは詳細に記入すること。</li> </ul>				
□ 11	造成計画平面図	1/250 以上	△	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位及び縮尺</li> <li>・ 区域は朱書きで囲むこと。</li> <li>・ 切土又は盛土部分</li> <li>・ 崖及び擁壁の位置、形状、高さ及び延長</li> <li>・ 縦横断線の位置及び記号</li> <li>・ B M位置及び高さ</li> <li>・ 指定道路の位置、形状、延長、幅員及び勾配</li> </ul>				
□ 12	道路断面図（縦断図）	1/250 以上	△	△

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測点及び勾配</li> <li>・ 現況地盤高及び計画高</li> <li>・ 単距離及び追加距離</li> <li>・ 基準線</li> <li>・ 切土又は盛土部分</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> 13	道路断面図（横断図）	1/20 以上	△	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請図の道路断面図と同様</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> 14	構造図、詳細図	1/50 以上	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、排水施設、付帯施設等</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> 15	各種計算書		○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水浸透処理計算書</li> <li>・ 構造計算書、安定計算書（必要に応じて）</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> 16	その他必要な図書		○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課の許認可に必要な図面</li> <li>・ 道路、水路占用許可、道路工事施行承認書等の写し</li> <li>・ 給水供給同意書の写し</li> <li>・ 公共下水道物件設置許可書等の写し（事前協議時は物件設置に関する意見書でも可とする。）</li> <li>・ 埋蔵文化財関係書類</li> <li>・ ごみ集積所の協議録</li> <li>・ 道路斜線同意等</li> <li>・ 隣接残地等一体開発しない旨の誓約書、同意書</li> </ul>				

○印は、必要な図書を示す。

△印は、必要に応じて提出すること。

様式第1号（第3条関係）

## 道路位置の指定による事前協議書

古河市長		宛て		年	月	日
		申請者		住所		
				氏名		
1	指定を受けようとする土地の地名地番					
2	設計者又は代理者住所氏名					
3	指定の対象となる敷地計画	イ) 対象総面積 m <sup>2</sup>	ロ) 総区画数 区画	ハ) 一区画平均面積 m <sup>2</sup>		
4	指定を受けようとする道路の規模	イ) 総延長 m	ロ) 幅員 m	ハ) 構造及び仕上げ		
5	用途地域			6 目的区分	自己用・分譲・賃貸	
7	指導審査内容（指示事項）					
8	受付及び協議済	受付 年月日		協議済 年月日		

※添付書類 1. 案内図、2. 区画割図（1区画の面積・接続する道路の名称及び幅員・隅切りの寸法・転回広場の寸法・敷地外との区画方法の明記）、3. 道路断面図（側溝の名称及び寸法・道路の幅員・構造及び寸法）、4. 測量図、5. 土地登記事項証明書写し、6. 公図の写し、7. 位置指定申請図（印不要）、8. 委任状（申請者本人以外が提出する場合）、9. その他必要とする書類

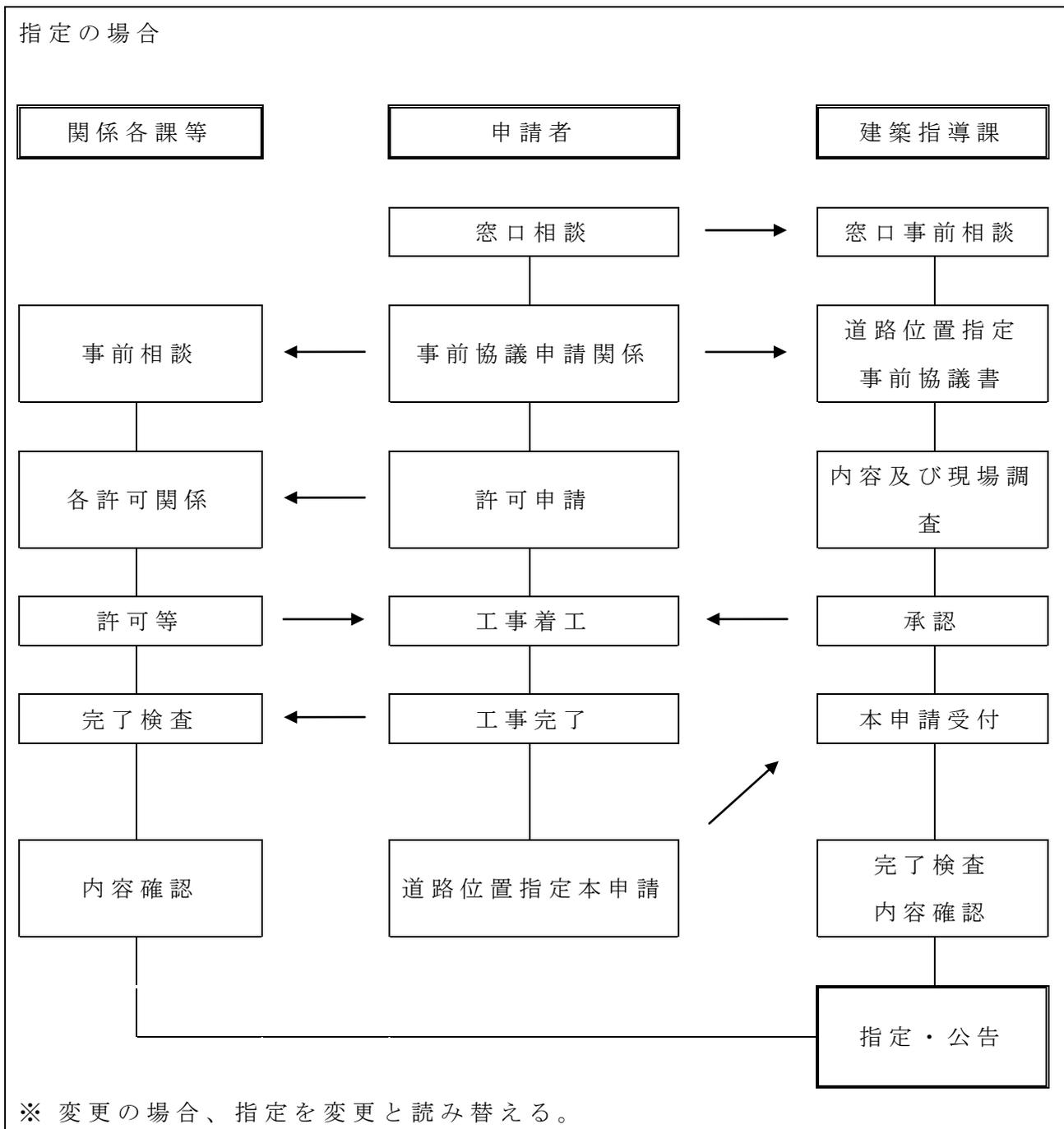
様式第2号（第3条関係）

## 道路位置の変更・廃止による事前協議書

古河市長		宛て		年	月	日
		申請者 住所				
		氏名				
1	変更・廃止を受けようとする土地の地名 地番					
2	設計者又は代理者住所氏名					
3	変更・廃止をしようとする道路の概要	イ) 指定番号・年月日 第 号 年 月 日	ロ) 幅員 m	ハ) 延長 m		
4	変更・廃止を受けようとする道路の規模	イ) 工事施行の有無 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	ロ) 幅員 変更・廃止後 m	ハ) 延長 変更・廃止後 m		
5	用途地域			6 変更・廃止後の土地利用		
7	申請理由					
8	受付及び協議済	受付 年月日		協議済 年月日		

※添付書類 1. 案内図、2. 区画割図（1区画の面積・接続する道路の名称及び幅員・隅切りの寸法・転回広場の寸法・敷地外との区画方法の明記）、3. 道路断面図（側溝の名称及び寸法・道路の幅員・構造及び寸法）、4. 測量図、5. 土地登記事項証明書写し、6. 公図の写し、7. 位置変更・廃止申請図（印不要）、8. 現況図及び既存建築物の検証図（廃止の場合の建築基準法上のチェック資料）、9. 委任状（申請者本人以外が提出する場合）、10. その他必要とする書類

手続きフロー



手続きフロー

